

紙おむつ購入費助成事業の見直しについて

1. 令和5年度における見直し（案）

国は、地域支援事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて、要介護3以下の方については、「要介護認定における認定調査票を確認し、『排尿』又は『排便』の項目において『介助』又は『見守り等』に該当する者を対象とする。」としています。高齢者人口が増加する中、本人の身体機能を維持・活用できるよう、紙おむつを真に必要としている「家計的に厳しく、常時紙おむつが必要な方」を対象に以下のとおり見直します。

(1) 支給対象者及び支給上限額

令和4年度	<p>【支給対象者】 以下の要件を全て満たす方</p> <p>①市内在住かつ在宅の方</p> <p>②本人及び世帯全員の市民税所得割額が9万円以下の方</p> <p>③要介護4以上又は要介護3以下（要支援・要介護と同程度）で紙おむつの必要性が認められる方（自己申告）</p> <p>【支給上限額】 要介護4以上：60,000円/年 要介護3以下：30,000円/年</p>
令和5年度 （案）	<p>【支給対象者】 以下の要件を全て満たす方</p> <p>①②（変更なし）</p> <p>③要介護4以上又は要介護3以下で紙おむつの必要性が認められる方 ※要介護3以下の方は、認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「一部介助」又は「全介助」に該当する方を対象とする。</p> <p>【支給上限額】（変更なし）</p>

(2) 影響

	令和3年度	令和4年度 （見込み）	令和5年度 （見込み）
交付者数 （前年度対比）	2,508人	2,163人 （△345）	1,653人 （△510）
実績額	93,410千円	72,610千円 （△20,800千円）	50,418千円 （△22,192千円）
一般会計	29,765千円	43,210千円	20,473千円
介護会計	63,645千円	29,400千円	29,945千円

2. 令和6年度以降のイメージ

今後の高齢者福祉サービスは、介護予防・重度化防止に重きを置き、予防につながる官民でのサービスの充実を図り、介護保険を利用しなくてもよい期間を延ばすこと、元気な高齢者の増加を目指すことだと考えています。

令和6年度以降は任意事業での実施はできませんが、住み慣れた地域・自宅で安心して暮らし続けるためには、支援を継続することが必要だと考えています。第9期介護保険事業計画の策定に合わせ、財源や実施方法など、継続に向けた検討をしたいと思えます。